消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項ただし書の規定にもとづき申請を行なった供給約款等以外の供給条件[定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置](平成26年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、2 (料金)(1)イおよび(2)イ、附則2 (延滞利息の適用開始までの取扱い)(1)イおよび(2)イならびに附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置)(1)イおよび(2)イに定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、2 (料金)(1)ロおよび(2)ロ、附則2 (延滞利息の適用開始までの取扱い)(1)ロおよび(2)ロならびに附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置)(1)ロおよび(2)ロに定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 2 (料金) (1) イおよび附則 2 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (1) イに定める料金率

単 位	料金率	消費税等 相 当 額
	円銭	円銭
1灯につき	93. 96	6. 96

(2) 2 (料金) (1) ロおよび附則 2 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (1) ロに定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭厘	円 銭厘
1灯につき	0.746	0.055

(3) 2 (料金) (2) イおよび附則 2 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (2) イに定める料金率

単 位	料金率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円銭
1灯につき	90. 72	6. 72

(4) 2 (料金) (2) ロおよび附則 2 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (2) ロに定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭厘	円 銭厘
1灯につき	0. 746	0.055

(5) 附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)イに定める料金率

単 位	料金率	消費税等 相 当 額
	円銭	円 銭
1灯につき	91. 35	4. 35

(6) 附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置)(1)口に定める基準単価

単 位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円銭厘	円銭厘
1 灯につき	0. 726	0. 035

(7) 附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置)(2)イに定める料金率

単 位	料金率	消費税等 相 当 額
1灯につき	円 銭 88.20	円 銭 4.20

(8) 附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2) ロに定める基準単価

113713 - (11471)	<u>у. — , </u>	1 -	9 <u>11 11 11</u>
単	位	基準単価	消費税等 相 当 額
1灯につき		円 銭厘 0.726	円 銭厘 0.035